

令和7年度みやぎの食育・栄養・健康づくり推進業務 業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和7年度みやぎの食育・栄養・健康づくり推進業務

2 委託期間

契約締結の日から令和8年3月27日まで

3 委託業務の目的

本業務は、第4期宮城県食育推進プラン（以下「食育プラン」という。）のコンセプト「次世代へ伝えつなげる食育の推進～健やかに、宮城で生きる～」を踏まえて、子ども向け食育教材や栄養・食生活に係る情報発信ツールの制作等をはじめとする多様な媒体や機会を活用し、肥満や食塩摂取量など宮城県民の健康課題の解決に向けた「食育を通じた健康づくり」を推進するとともに、みやぎ食育表彰及びみやぎ食育応援団による好事例の発信等を通じて、行政・教育機関・関係団体及び地域が連携する「みんなで支え合う食育」の一体的な推進を目的とする。また、昨年度からスタートした「第3次みやぎ21健康プラン」を踏まえ、県内の健康づくりに貢献している団体への表彰や健康づくりに関する講話を行うとともに、今年度で創設10周年を迎えるスマートみやぎ健民会議の更なる認知度向上と健康づくりの機運醸成を目指して、産学官連携による健康に関する県民運動の推進の契機とするもの。

4 委託業務の内容

本業務は、3の目的を踏まえ、次の業務を実施する。なお、実施時期については、「みやぎ食育推進月間」（11月）及び「みやぎ健康月間」（11月）を中心とし、実施時期の定めのないものについては契約期間中に偏りなく事業を実施すること。

(1) 食育・健康づくりフェスタの実施

食育関係者の取組紹介や好事例を横展開することで食育推進の機運醸成を図るとともに、健康づくりに取り組む団体の好事例の表彰や取組に関する講話を行うことで、健康に関する県民運動の推進を図ることを目的とする。

ア 実施時期 令和7年11月4日（火）

イ 場所 仙台市中小企業活性化センター多目的ホール（AER5階）及び
AERアトリウム（AER2階）

ウ 参集者 宮城県内の食育関係者、健康づくり関係者及び一般県民 約300人

エ 内容

【食育・栄養分野】

(ア) ステージイベントの実施

- a みやぎベジプラスメニュー^{※1}の商品化開発の取組紹介（10品程度）

※1 みやぎベジプラスメニュー…発注者の基準により作成したメニュー

ベジプラス100&塩 eco HP (<https://kenko-3150.jp/vegeplus100/>)

- b みやぎ食育表彰 表彰式及び受賞者の取組紹介

- ・ 受賞予定者 大賞1・奨励賞2
 - ・ 盾等、副賞の作成
- (イ) 情報発信コーナーの設置
- a 学生によるみやぎベジプラスメニュー展示ブース (1ブース)
 - b 食育表彰受賞者の取組紹介ブース (パネル展示等) (1ブース)
 - c みやぎ食育応援団による情報発信ブース (5ブース程度)
 - ・ 団体毎にブースを設けて、パネル等の作成、展示し情報発信を行う。
 - ・ ベジプラスメニューの試食など体験型のコーナーの設置も含まれる。

【健康づくり分野】

- (ウ) 宮城県健康づくり優良団体表彰式
- ・ 受賞予定者 大賞1・優良賞2～3団体程度
 - ・ 盾等、副賞の作成
- (エ) 情報発信コーナーの設置
- a 健康づくりセミナー (ステージ及びフロア)
 - b スマートみやぎ健民会議応援企業ブース (10ブース程度)
- (オ) スマートみやぎ健民会議創設10周年に関する企画 (仮称)
- a スマートみやぎ健民会議の認知度向上に資する普及イベントコーナー
 スマートみやぎ健民会議会員、応援企業、代表者会議構成団体及びみやぎヘルスサテライトステーションによる取組紹介ブース (体験コーナー、パネル作成・展示、写真展等)
 - b ノベルティグッズの作成、配布 (不織布バッグ等、2,000以上)
 - c 記録誌の作成
 - ・ A4サイズ、カラー、30ページ程度、発行部数2,000部

【共通事項】

- (カ) 広報・資料作成
- a 一般県民を対象とした本イベントの周知 (チラシによる周知等)
 - b 配布資料の作成・印刷
 - ・ デザイン案の作成は受注者が行うこと。
- (キ) 効果測定
- ・ 本イベントの参加者にアンケートを実施し、効果測定を行うこと。
- (ク) その他
- ・ 会場近隣に確実に駐車できる10～15台分の駐車場を確保すること。
 - ・ 最低1台分は会場内に確実に駐車できるスペースを確保すること。

[留意事項]

- ・ 業務内容を踏まえて食育・栄養推進・健康づくりの機運醸成を図ることを目的に同会場で一体的な企画とすること。
- ・ 具体的な内容は提案を素にして、発注者と協議の上、決定する。
- ・ 受賞者、出展者、講師等については、発注者からの情報提供を受けて、事前の連絡調整を行うこと。
- ・ アトリウムでは、上記情報発信コーナー及び(ウ)aの普及イベントコーナーのうち、一般県民向けの体験型の内容を含むブースを実施するものとする。

- ・ 前日午後から、会場設営、設備・備品、配布資料等の準備を行うものとする。

(2) 子ども向け食育普及啓発事業

食育推進プランの重要性や内容を理解し、子どもやその家族に「野菜を食べよう」「減塩しよう」及び「朝ごはんを食べよう」の3つのテーマを訴求することを目的に、下記の業務を実施する。

ア 発注者が提供する食育を学べる参加型食育コンテンツ（動画 https://kenko-3150.jp/s_quest/）の動作拡充及びショートバージョン作成

(ア) 制作時期 令和7年10月上旬まで

(イ) 動画（アの参加型食育コンテンツ（動画 https://kenko-3150.jp/s_quest/）の機能拡充

- ・ 中断、スキップ機能等を追加する。
- ・ クイズを選択して動画の長さを変更できる機能を追加する。

(ウ) 動画ショートバージョンの作成

- ・ 3分～5分程度のショートバージョンを作成する。
- ・ 成果品は一般的なプレーヤーでの再生及びパソコンで複製可能なデータ形式とする。
- ・ 動画構成の一部は「ルルブル※2」を普及する内容とする。
- ・ タブレット等で閲覧・操作しやすいコンテンツとする。
- ・ 子どもがタッチしながら学べるクイズ形式を採用する。
- ・ 動画（アニメ）にナレーションを加える。
- ・ インターネット（発注者ホームページ等）で使用できるものとする。

※2 ルルブル…「しっかり寝る・きちんと食べる・よく遊ぶで健やかに伸びる」の意味
ルルブル HP (<https://www.pref.miyagi.jp/site/ruruburu/>)

イ 参加型食育コンテンツ（動画）を活用した食育イベントの出展

- ・ (1)のフェスタ及び子育て応援イベントを含む2か所以上で開催する。
- ・ 子育て応援イベントへの出展では下記の内容を含むものとする。
 - a 上記アで制作した動画の体験
 - b 野菜摂取量の見える化体験
 - c 参加者プレゼント（グッズ等）
- ・ 食育イベント参加者を対象にアンケート調査を実施し、効果判定を行う。アンケート内容は発注者と協議の上、決定する。

ウ 参加型食育コンテンツ（動画）の広報

(ア) 実施時期 令和7年11月

(イ) 内 容 上記アで制作した動画の広報

- a 全県の小学校高学年向けに発信している広報媒体（冊子）に、1回以上2頁程度の制作動画広告等を掲載する。

(3) 「ベジプラス100」の普及推進

「野菜摂取量の増加」の重要性の普及と日常的に「野菜摂取量の増加」を意識することを目的に下記の業務を実施する。

ア ベジプラス動画の普及及びホームページ更新

- (ア) 実施時期 令和7年11月～12月
- (イ) 内 容 ベジプラス動画等の広告配信
 - a 発注者が提供する15秒の動画を使用する。
 - b 普及に当たってはバナー広告やYouTubeの広告配信等若い世代や働き盛り世代を中心に広く普及できるよう工夫をすること。

イ ベジプラス100&塩eco普及コーナーの設置及び普及啓発

- (ア) 実施時期 令和7年11月～12月
- (イ) 実施場所 宮城県内のスーパー等10か所
- (ウ) 内 容 普及コーナーの設置・普及啓発
 - a 普及コーナー設置場所は、仙台市外を含む地域で広く実施すること。
 - b 10か所のうち少なくとも5か所以上はベジチェック等の体験型のコンテンツを含めること。

ウ 啓発グッズの制作・配布

- (ア) 実施時期 令和7年8月頃
- (イ) 内 容 啓発グッズの制作、普及（リーフレット、ロールシール、POP、ミニのぼり等）
 - a 制作する啓発グッズの内容・数量は、発注者と協議の上、決定する。
 - b デザインの原版は発注者より提供する。
 - c 制作した啓発グッズは発注者及び発注者が指定する企業に送付する。

エ みやぎベジプラスメニューの商品化・販売の取組PR

- (ア) 実施時期 令和7年11月
- (イ) 内 容 みやぎベジプラスメニューの商品化・販売についてメディア等でのPR活動
 - a PR活動については、メディア（テレビ番組等）、ホームページ、SNS等を活用し販売促進のために効果的に実施すること。
 - b 販促物（チラシ）を作成すること。

(4) 栄養・食生活に係る情報発信

望ましい食習慣の形成と実践促進を図るため、下記の業務を実施する。

ア ポスターパネル作成及び発送

- (ア) 作成時期 令和7年10月中旬まで
- (イ) 内 容
 - ・ 適正体重の維持、朝食摂取、適量及びバランスの良い食事、適正飲酒の計4テーマについて、各1種類の連作として作成する。
 - ・ 構成は、提案により、発注者と協議の上、決定する。
 - ・ 規格は、A1サイズ（アルミフレーム入り）、吊り下げ用金具及びひも付きとする。
- (ウ) 数 量 4種類×6枚
- (エ) 発 送 4種類各1枚を1セットとし、発注者が指定する送付先に発送する。

イ チラシ作成

- (ア) 作成時期 令和7年10月中旬まで
- (イ) 内 容
 - ・ 上記アのポスターパネルとの連作とし、ア(イ)に示す4テーマについて作成する。
 - ・ 構成は、提案により、発注者と協議の上、決定する。

- ・ 規格は、A 5 サイズ又はA 4 三つ折り等、住民が手に取りやすい大きさとする。

(ウ) 数 量 4種類×1,000 枚以上

ウ 動画作成

(ア) 制作時期 令和7年10月中旬まで

(イ) 内 容

- ・ 動画の対象は、若い世代をはじめ、健康への関心が薄い層向けとする。
- ・ 構成は、上記ア(イ)に示す4テーマのうち1テーマ以上について提案の上、発注者との協議により決定する。
- ・ 動画の長さは10～15秒程度とする。
- ・ 成果品は一般的なプレーヤーでの再生及びパソコンで複製可能なデータ形式とする。
- ・ インターネット（発注者ホームページ等）で使用できるものとする。

エ 食を通じたフレイル予防に関する普及啓発イベントの実施

(ア) 実施時期 令和7年10月頃

(イ) 会 場 発注者が指定する会場

(ウ) 参加者 宮城県民 300人程度

(エ) 内 容

- ・ 構成は、提案により、発注者と協議の上、実施する。
- ・ 実施に当たり、県が指定するリーフレット（A 3 二つ折り）の印刷及び配布を行う。

[留意事項]

- ・ 開催場所は1か所以上で開催する。
- ・ 普及啓発の際には、食生活改善推進員と連携の上、実施する。啓発に係る食生活改善推進員の確保は、発注者と協議して行う。

(5) みやぎの食環境プロジェクトの推進

ア 推進研修会及び情報交換会の実施

(ア) 実施時期 発注者の指定する日時

(イ) 実施場所 発注者の指定する仙台市内の会場

(ウ) 参集範囲 スマートみやぎ健民会議応援企業（食の関連事業者）みやぎ食育応援団等
管理栄養士・栄養士等養成大学、行政関係者 50名程度

(エ) 内 容

- ・ 講演及び事例発表等。講演者及び発表者の情報については発注者が提供する。
- ・ 健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ^{※3}の都道府県組織体設立に向け、関係者間の意見交換を実施する。
- ・ 研修会終了後にアンケートを実施し、効果測定を行う。

※3 健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ…自然に健康になれる食環境づくりを目指し、産官学連携で国が進めている取組。各都道府県も同様の取組を実施することが求められている。

健康的で持続可能な食環境戦略イニシアチブ HP (<https://sustainable-nutrition.mhlw.go.jp>)

(6) その他必要と思われる業務

業務委託の目標を達成するため、上記(1)～(5)に加え、提案者の創意工夫に基づく取組を提案し実施すること。

5 業務の成果指標と目標

目標値を達成した場合も、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

項目	成果指標	目標値等
(1) 食育・健康づくりフェスタの実施	ア 食育・健康づくりフェスタの開催	ア 1回
(2) 子ども向け食育普及啓発事業	ア ショートバージョン動画の作成 イ 操作性向上のための機能追加 ウ 動画を体験する食育イベント等の開催回数 エ 効果判定	ア 1本以上 イ 2つ以上 ウ 2回以上 エ 2月まで
(3) 「ベジプラス100」の普及推進	ア 動画の普及期間 イ 普及啓発コーナー設置店舗数 ウ 啓発グッズの作成数 エ みやぎベジプラスメニュー商品化・販売の取組にあたるメディア(テレビ等)でのPR回数	ア 6週間以上 イ 10か所以上で各1回以上 うち体験型コーナー5か所以上で各1回以上 ウ 4種類以上 エ 1回以上
(4) 栄養・食生活に係る情報発信	ア パネル作成数 イ チラシ作成数 ウ 動画作成本数 エ イベント開催数	ア 4種類以上 イ 8,000枚以上 ウ 1本以上 エ 1回以上
(5) みやぎの食環境プロジェクトの推進	ア 情報交換会及び推進研修会実施	ア 各1回以上

6 その他留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、随時、発注者と協議すること。
- (2) 特別の定めがない限り、業務の実施に係る運営、会場(駐車場含む)、設営、人員、旅費、物品、設備、広報等に要する経費は、委託業務費に含まれるものとする。
- (3) 本業務において制作した各デザインデータ、システム、資料等について、著作権は発注者に帰属するものとし、二次利用可能な高画質のデータとして電子媒体等に保存し、宮城県保健福祉部健康推進課に納品すること。
- (4) 宮城県内全域で周知、取組を行うこと。また、みやぎ食育応援団と連携した取組を提案すること。
- (5) 一部の事業については、宮城県が別途主催する事業と連動して実施される場合がある。
- (6) 事業の実施に当たり、発注者と協議の上、発注者所有のロゴマーク、ポスター、パンフレット等を使用することは妨げない。
- (7) システム障害、プライバシーの侵害等速やかに対応が必要な事象が発生した場合に備え、休業日にも連絡が取れる体制を構築すること。
- (8) 特定企業の利益誘導や営利を目的としないこと。

7 成果品

- (1) 本業務に基づき制作したもの
※ 制作物の権利は発注者に帰属する。
- (2) 実施報告書
下記ア～ウを含むこと。
 - ア 各項目の成果指標の実績値
 - イ 取組実績（内容）
 - ウ 本業務に基づき作成した成果物一覧

8 納入場所

宮城県保健福祉部健康推進課

9 事業の推進体制

- (1) 本業務について、受注者の組織内に担当者を配置すること。
- (2) 日程、実施場所、デザイン、目標値等の決定に当たっては、発注者と事前に協議すること。また、円滑な事業の推進のため、事業の進捗状況等について、月に1回以上の報告を行うとともに、発注者と受注者による打合せを定期的に行い、円滑な進行管理に努めること。

10 契約の条件等

- (1) 機密の保持
受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として取り扱い、本業務の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約期間終了後も同様とする。
- (2) 個人情報の保護
受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、別紙3「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (3) 環境負荷への配慮
受注者は、事務から生じる環境に及ぼす影響について、別紙4「環境負荷の軽減について」により低減されるよう配慮するものとする。

11 その他

受注者は、発注者が広報等で使用するために開発段階の動作イメージ等の提供を求めた場合は、速やかに提供すること。内容については、別途協議を行い、決定することとする。

受注者は、本仕様書に疑義が生じたとき、又は本仕様書により難しい事由及び記載されていない事項が生じたときは、その都度発注者と速やかに協議を行い、決定することとする。